

ときわ平テニスクラブ会則

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 本会はテニスを楽しむ松戸市民の団体であり、ときわ平テニスクラブ(TTC)と称し、松戸市常盤平金ヶ作公園内庭球場に所在する。

(目的)

第2条 本会は会員の技術の向上・心身の練磨をおこない、また会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的遂行のため次の事業をおこなう。

1. 定期的な練習
2. クラブ内および対外試合
3. その他必要な事業

第2章 会員

(入会の資格)

第4条 松戸市内に在住・在勤・在学する者で松戸市内の公営庭球施設を利用する他の会に属していない者を入会有資格者とする。

(入会)

第5条 入会するためには別に定める時期に所定の手続きを経なければならない。

(会員の権利と義務)

第6条 本会々員は決められた日時に所定のコートにおいてプレイをし、また会の行事に参加する権利と共に会則・規則を遵守し、会費を納入期日までに納めなければならない。

(休会)

第7条 本会々員が1年以上活動できない場合は「休会届」を提出することにより、その間の会費は免除され、別に定める手数料を納付する。会員復帰は本人の申告による。

(退会)

第8条 本会々員が退会する時は文書をもって理事会に届けなければならない。

(除名)

第9条 本会々員は次の場合、資格を失う。

1. 会則に違反または会の名誉を傷つけるなど秩序を乱し、あるいは会員に著しく迷惑を及ぼした場合に理事会が相当と決定したとき。
2. 本条により資格を失った会員は以後3年間復会を認めない。

ときわ平テニスクラブ会則

第3章 役員

(役員)

第10条 本会の円滑な運営を図るため次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 若干名
4. 会計監査 2名

(役員を選出)

第11条 理事は自薦または会員相互の推薦により理事会が選出し、総会において承認する。
会長並びに副会長は理事の中より互選し、総会がこれを承認する。

(役員の仕事)

第12条 役員は本会の発展のため互いに協力し責任と勇気をもって、目的遂行に必要な次の事項を処理する。

1. 会長は本会の代表として業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 理事は業務を分担する。
4. 会計監査は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第14条 役員はやむを得ぬ事由があるときは、理事会の承認により辞任することができる。

(顧問と仕事)

第15条 顧問を置くことができる。

1. 理事会の推薦により顧問を置くことができる。
2. 仕事は総会から次の総会までとする。

第4章 総会

(総会)

第16条 総会は本会最高の議決機関であり、すべての会員をもって構成し次の事項を議決する。

1. 会則の変更
2. 決算・予算の承認
3. 役員・顧問の任免承認
4. 年間事業計画およびその基本方針の承認

第17条 総会は毎年1回所定の時期に開催し、会長が招集する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の4分の1以上の要求がある時開催し、会長が速やかに招集する。

ときわ平テニスクラブ会則

(決議と承認)

第19条 総会の決議と承認は出席した会員の過半数により議決する。

(議長)

第20条 議長は理事を除く会員の中より選出する。

第5章 理事会

(理事会)

第21条 理事会は総会につぐ議決機関として理事で構成する。

1. 理事会は常務の処理を合議でおこなう。
2. 理事会は過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。
可否同数の場合は会長が決める。
3. 理事会は顧問の出席を要請できる。
4. 理事会は業務の一部を会員に委任することができる。
5. 本会則に定めなき事柄は理事会において付議、議決し処理できる。

第6章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会員の入会金・会費・その他により賄う。

(入会金と会費)

第23条 本会の入会金と会費、納入方法は理事会が決定する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計監査)

第25条 会計監査は本会の会計を監査し、理事を除く会員の中より選出し総会において承認を求めなければならない。
また任期は理事と同様とする。

第7章 表彰

(表彰)

第26条 会員が優秀な成績を収めた時及び会の名誉を著しく高めた時は規則により表彰する。

第8章 慶弔

(弔意)

第27条 会員の死亡は規則により弔慰金を支出する。

第9章 その他

(復会)

第28条 本会則・第9条適用の復会については、理事会の決定をもって承認する。

ときわ平テニスクラブ会則

(規 則)

第29条 理事会は本会則を実施するにあたり規則を定めることができる。

(会則の改廃)

第30条 この会則の改廃は総会でおこない、出席した会員の過半数によって決定する。

付 則

1992年5月17日一部改正

2001年4月21日一部改正

2010年5月 9日一部改正